

令和2・3年度

調査・測量・コンサルタント等  
入札参加資格審査申請(定期申請)のしおり

玉 村 町

# 目 次

はじめに	1
<b>I 令和2・3年度調査・測量・コンサルタント等の競争入札参加資格審査申請について</b>	
1 申請することができない者	2
2 注意事項	2
3 申請の流れ	3
4 添付書類及び提出方法	4
5 業種区分について	6
<b>II 入札参加資格審査申請事項の変更について</b>	
1 変更手続きの方法	10
2 変更事項に係る提出書類	11
3 提出方法等	12
<b>III お問い合わせ</b>	<b>12</b>

## はじめに

玉村町が発注する調査・測量・コンサルタント等の入札に参加する者は、入札参加の資格審査を受け、資格を有すると認定された者でなければなりません。

申請方法は、インターネットを利用した「ぐんま電子入札共同システム」からの電子申請となります。

### ◎「ぐんま電子入札共同システム」とは・・・

群馬県と県内12市12町3村1団体が、入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格審査申請の利便性向上を図るために、「群馬県CALIS/EC市町村推進協議会」を設置し共同開発・共同運用しているシステムです。

この協議会に参加している団体への申請については、一度の申請で複数の団体に申請できます。

なお、システムを共同利用できる団体は下記のとおりです。

群馬県CALIS/EC市町村推進協議会参加団体				
群馬県	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市
太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市
富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町
下仁田町	甘楽町	中之条町	嬭恋村	高山村
東吾妻町	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町
千代田町	大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団 <sup>1</sup>	

申請に係る個別添付書類については、各団体により取り扱いが異なりますので、必ず申請を希望する団体に確認してください。

<sup>1</sup> 群馬東部水道企業団は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町の水道事業を統合して実施する一部事務組合です。

## I 令和2・3年度調査・測量・コンサルタント等の競争入札参加資格審査申請について

令和2・3年度の玉村町が発注する調査・測量・コンサルタント等に関する一般競争入札及び指名競争入札へ入札参加資格の認定を希望する者は、次頁からの手続きに従って申請を行ってください。

### 1 申請することができない者

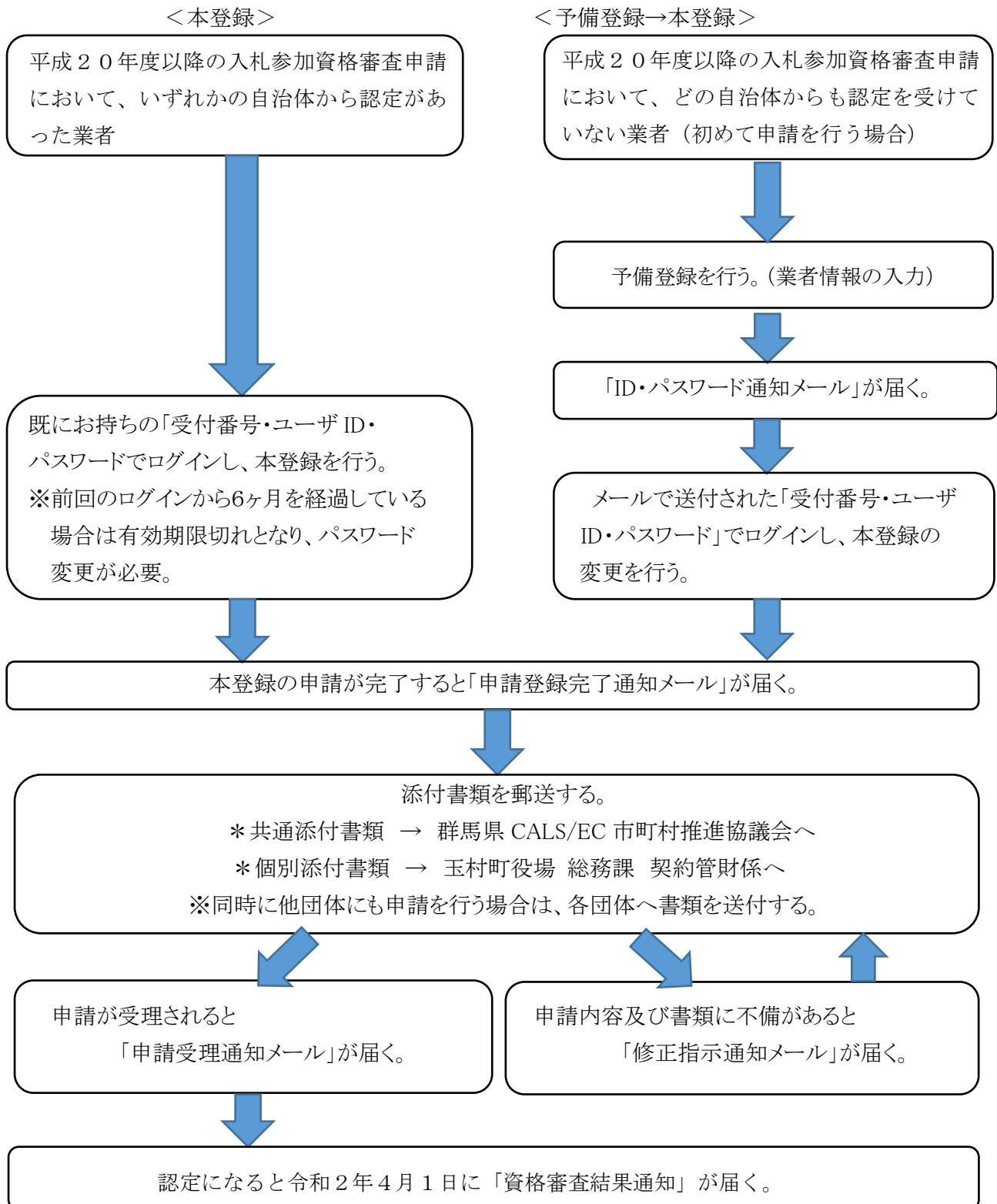
次のいずれかに該当する者は申請することはできません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当する者
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- 納付すべき税を完納していない者
- 登録を要する業種について、当該登録等を行っていない者。  
次の業種については登録が必要となります。(※令和4年3月まで継続して登録を受けること)  
測量業者、1級・2級建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司法書士、計量証明、作業環境測定機関、気象予報士
- 入札参加希望業種について、登録していない、かつ過去10年間の受注実績がない者  
(申請がなされても認定しません。)

### 2 注意事項

- 今回の入札参加資格審査の基準日は令和元年12月1日です。
- 申請については、本しおり及び「建設コンサル競争入札参加資格審査申請入力の手引き」を熟読のうえ、申請書類の漏れや入力誤り等のないよう、十分に注意してください。  
「建設コンサル競争入札参加資格審査申請入力の手引き」については、下記からダウンロードできます。  
(ぐんま電子入札共同システムポータルサイト:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)
- 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。
- 申請者が法人の場合の注意事項  
申請者が法人の場合は、以下にご注意ください。
  - 営業所等のある法人の場合  
申請は、法人の単位で行ってください。営業所等の単位での申請は受け付けません。
  - 契約等の権限を営業所等の代理人に委任するとき  
競争入札参加資格申請受付システムにより電子申請する際に、所要事項の登録と書類の提出が必要です。
    - ・競争入札参加資格申請受付システムの「営業所情報登録」において、委任先となる営業所、支店等を登録し、さらに、「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録します。
    - ・玉村町への申請の際は、**契約等の権限を代理人に委任する場合のみ**、「個別添付書類」として**「委任状(原本)」の提出が必要**です。様式は、玉村町ホームページに掲載しているものを参考にしてください。

### 3 申請の流れ



## 4 添付書類及び提出方法

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類の2種類があり、提出先も異なります。それぞれ下記の通り郵送してください。

### 4-1 共通添付書類

共通添付書類とは、各団体が共通で必要としている書類です。  
複数の団体に申請する場合でも、各書類の提出は1部で結構です。

①提出時期 本登録申請入力後に提出してください。

②提出期限 **令和元年12月20日(金)必着**

③提出先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部建設企画課内群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会 あて

④提出書類及び提出方法

以下のページにアクセスして内容をご確認ください。

◇ぐんま電子入札共同システムポータルサイト

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

### 4-2 個別添付書類

個別添付書類とは、玉村町が独自に必要な書類で、**契約等の権限を代理人に委任する場合のみ必要**です。

①提出時期 本登録申請入力後に提出してください。

②提出期限 **令和元年12月20日(金)必着**

③提出先

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

玉村町役場 総務課 契約管財係 あて

※ システムより出力される**個別添付書類送付票(玉村町用)の次に委任状を重ね、左上1ヶ所をホチキス等で留めてください。**

※ **郵送又は持参にて提出してください。**

※ **また、郵送の場合には、送付票の「【2】提出先」の箇所を切り取り、封筒に貼り付け、郵便書留で送付してください。**

個別添付書類(玉村町)	
個別添付書類 送付票	※ 様式は、インターネットによる申請完了時に印刷できます。
委任状(原本)	<p><b>「契約等の権限を代理人に委任する場合のみ」必要</b>となります。</p> <p>※1 委任期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとしてください。</p> <p>※2 玉村町との契約等の権限を、代表取締役等の代表者から支店長や営業所長等へ委任する場合に提出してください。(権限を受任できる者は1名です)</p> <p>※3 様式は、玉村町ホームページに掲載しているものを参考にしてください。</p>

## 5 業種区分について

業 種	登録部門	希望部門	登録の 要否
測量	測量業者	測量一般	要
		地図の調整	
		航空測量	
建築関係 建設コンサルタント業務	1級建築士事務所	建築一般	要
	2級建築士事務所		
		意匠	
		構造	
		暖冷房	
		衛生	
		電気	
		建築積算	
		機械積算	
		電気積算	
		工事監理(建築)	
		工事監理(電気)	
		工事監理(機械)	
		調査	



		耐震診断	
		地区計画及び地域計画	
土木関係	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋	
建設コンサルタント業務	港湾及び空港	港湾及び空港	
	電力土木	電力土木	
	道路	道路	
	鉄道	鉄道	
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道	
	下水道	下水道	
	農業土木	農業土木	
	森林土木	森林土木	
	水産土木	水産土木	
	廃棄物	廃棄物	
	造園	造園	
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	
	地質	地質	
	土質及び基礎	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	トンネル	

	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	建設環境	
	機械	機械	
	電気電子	電気電子	
		交通量調査	
		環境調査	
		経済調査	
		分析・解析	
		宅地造成	
		電算関係	
		計算業務	
		資料等整理	
		施工管理	
地質調査	地質調査	地質調査	
補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査	
	土地評価	土地評価	
	物件	物件	
	機械工作物	機械工作物	

	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償	
	事業損失	事業損失	
	補償関連	補償関連	
	総合補償	総合補償	
	不動産鑑定業者	不動産鑑定	要
	土地家屋調査士	登記手続等	要
	司法書士		要
計量証明	振動加速度レベル	振動加速度レベル	要
	濃度	濃度	要
	音圧レベル	音圧レベル	要
	特定濃度	特定濃度	要
作業環境測定	作業環境測定機関	作業環境測定	要
気象予報	気象予報業務	気象予報	要

## II 入札参加資格審査申請事項の変更について

入札参加資格審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」にて登録内容の変更を行ってください。変更した事項の内容により、書類を提出する必要性が生じる場合があります。その場合は、下の指示に従って、システムによる変更終了後、速やかに必要書類を提出してください。

### 1 変更手続きの方法

- (1) インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトにアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から資格申請データの修正を行います。

#### (1) 変更の受付開始

変更の受付は令和2年4月1日から開始します。

#### (2) システムによる変更登録

インターネットから、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトにアクセスし、競争入札参加資格申請受付システムから資格申請データの修正を行います。

なお、ポータルサイトには、登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、御確認ください。

#### ～変更受付の特例～

「平成30・31年度入札参加資格」の認定を受けている業者の方は、「平成30・31年度入札参加資格」の登録内容の変更手続を行うことにより、「令和2・3年度入札参加資格」の申請内容に、変更した内容が反映されます。

ただし、反映される内容は以下の項目のみとなりますので、以下の項目以外を変更する場合は、令和2年4月1日以降に改めて変更手続を行う必要があります。

また、変更した内容が反映されるのは、「令和2・3年度入札参加資格」申請後、協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信された後の変更手続からとなります。

#### ◇反映される項目

- 申請情報(本社・代表者情報)
- 申請情報(担当者情報・その他)
- 申請情報(行政書士情報)

※ 詳細は、以下のURLを参照してください。

[https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou\\_tokurei.html](https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_tokurei.html)

## 2 変更事項に係る提出書類

変更した事項の内容により書類の提出が必要となる場合は次のとおりです。

下記以外の変更事項については、書類の提出は不要です。

### (1)本店所在地を変更した場合、代表者を変更した場合又は商号名称が変更になった場合

○共通添付書類:登記事項証明書・玉村町税の納税証明書(該当がある場合 ※1)

○個別添付書類:委任状(該当がある場合 ※2)

※1 納税証明書(完納証明書)を提出する必要があるのは、本店所在地が玉村町以外の市区町村から玉村町に移転した場合となります。

例1:本店が東京都〇〇区から群馬県玉村町に移転した場合

⇒玉村町の納税証明書が必要

例2:本店が東京都〇〇区から埼玉県××市に移転した場合

⇒玉村町の納税証明書は不要

※2 既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。

### (2)委任する営業所の代表者を変更した場合又は名称が変更になった場合

○共通添付書類:…不要

○個別添付書類:委任状

### (3)委任する営業所の所在地を変更した場合又は委任する営業所を追加する場合

○共通添付書類:玉村町税の納税証明書(該当がある場合 ※3)

○個別添付書類:委任状

※3 納税証明書(完納証明書)を提出する必要があるのは、委任先営業所の所在地が玉村町以外の市区町村から玉村町になった場合(例1)と、新たに追加する委任先営業所が玉村町に所在するとき(例2)となります。

例1:本店が東京都〇〇区で委任先営業所を埼玉県××市から群馬県玉村町の営業所に変更した場合

⇒玉村町税の納税証明書が必要

例2:本店が東京都〇〇区で新たに群馬県玉村町の営業所を委任先営業所とした場合

⇒玉村町税の納税証明書が必要

### (4)営業品目を追加する場合 (※4)

○共通添付書類:営業に必要な証明書等(写)(該当がある場合 ※5)

○個別添付書類:…不要

※4 営業品目の追加は、受付期間を限定しております。追加できる期間については、別途「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」でご案内いたします。

※5 追加する営業品目について、その営業を行ううえで必要な許可等を取得している場合は、各登録官署が発行する証明書等の写しを添付してください。

### 3 提出方法等

共通添付書類、個別添付書類ともに、P4の『4 添付書類及び提出方法』と同様にしてください。

### III お問い合わせ

入札参加資格審査申請及び入札参加資格審査申請事項の変更に関するお問い合わせは、次の表のとおり、問合せ内容に応じた問合せ先にご連絡ください。

問合せ内容	問合せ先
電子申請の方法(システムの利用方法)に関する お問合せ	問合せ先 ヘルプデスク 電話番号 0120-511-306(フリーダイヤル) 受付時間 9:00~12:00及び13:00~17:00 (土、日、祝日、12月28日から1月5日を除く。)
共通添付書類に関する お問合せ	詳細は、以下のURLを参照してください。 <a href="https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html">https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html</a>
玉村町への申請に係る 個別添付書類に関する お問合せ	玉村町役場 総務課 契約管財係(役場3階) 電話番号 0270-64-7751 受付時間 8:30~17:15 (土、日、祝日、12月28日から1月5日を除く。)